# 自家発Q&A7

# 自家発電設備の環境規制(その4)

自家発電設備の排出ガス規制について、これまで3回のシリーズで紹介してきました。

10月号では、3回の連載記事では触れることができなかった、移動用発電設備の同一場所での使用期間による排出ガス規制の相違点と消防機関への届出について解説します。

## Q 1

「自家発Q&A8月号」では、発電設備の排出ガス規制について、工場や事業場等に設置される定置式発電設備は固定発生源として大気汚染防止法、また、建設工事現場等において短期間使用される移動用発電設備は移動発生源として、国土交通省が定めた排出ガス対策型建設機械指定制度により行われることの解説記事が掲載されました。一般的な使い方(同一場所で短期間使用)では大気汚染防止法の排出ガス規制の対象外とされる移動用発電設備について、同一場所で長期間使用する場合、排出ガスは何により規制されるのでしょうか。

# A 1

同一場所での使用期間の長さから、発電設備の種類 (定置式又移動用) 及び排出ガスの発生源 (固定発生源又は移動発生源) を特定する法令上の規定はありません。

法令上の規定はないものの、ばい煙発生施設としての届出が必要となる移動用発電設備の同一場所での使用期間について、経済産業省監修の「電気事業法令(火力関係)必携質疑応答集」(※)では、その目安となる基準が示されていますので紹介します。

※ 経済産業省 資源エネルギー庁 原子力安全・保安院 電力安全課監修

(平成14年6月 社団法人火力原子力発電技術協会)

#### 2.1.22 移動用発電機の工事計画手続き

#### (質 問)

燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上の移動用発電機を短期間設置して使用する場合、工事計画の手続きは必要か。

#### (回答)

同一場所に「3か月以上」定置するものは、「ばい煙発生施設」として取り扱われ、工事計画届出の対象となる。

ただし、「3か月以上」はあくまで目安であり、定置場所の各自治体の大気汚染防止法上の運用によりクリアランスはある。

#### (解 説)

8月号でも触れましたが、大気汚染防止法においては、燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり 50L以上の発電設備(※1)は、「ばい煙発生施設」としてばい煙に関する排出基準の適用、届出(※2) 及びばい煙量等の測定並びに測定結果の記録・保存が義務づけられます。

燃焼能力がこの基準に該当する移動用発電設備から排出されるばい煙について、一般的な使い方(同 一場所で短期間使用)では、ばい煙の移動発生源として大気汚染防止法による排出規制は受けません。

しかし、同一場所に「3か月以上」定置して使用すると、ばい煙の固定発生源として大気汚染防止法 による「ばい煙発生施設」としての規制を受けることになります。

なお、「3か月以上」はあくまで目安で、定置場所の各自治体の大気汚染防止法上の運用により異な る場合があります。

- ※1 原動機がガスタービン又はディーゼ ル機関であるもの。
- ※2 「ばい煙発生施設」に関する届出は、 電気事業法による工事計画の事前届 出の中で行う。

### Q 2

移動用発電設備を同一場所 で長期にわたって使用する 場合、この他に留意すべき ことがありますか。

# A 2

移動用発電設備も燃料として石油類を使用することから、貯蔵・取り扱う量に応じて消防法によ る危険物規制の対象になります。

特に同一場所での長期間の使用には、危険物に関する申請又は届出(※3)、防油堤の施設(※4) が、消防機関の指導により必要となることが考えられます。

- ※3 貯蔵・取扱う量が、消防法で定める指定数量以上の場合は危険物施設としての設置許可申 請等、指定数量の1/5以上指定数量未満の場合は少量危険物としての届出が必要となる。
- ※4 屋外タンク貯蔵所の基準として、危険物の規制に関する規則第22条では「液体の危険物 の屋外貯蔵タンクの周囲には、防油堤を設けなければならない。とされ、その容量は当該 タンクの容量の110%以上とされている。



